

平成23年第9回玉城町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成23年12月12日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成23年12月12日

4. 応召議員

1番	中西友子君	2番	北守君
3番	坪井信義君	4番	北川雅紀君
5番	中瀬信之君	6番	山口和宏君
7番	奥川直人君	8番	山本静一君
9番	前川隆夫君	10番	川西元行君
11番	風口尚君	12番	小林豊君
13番	小林一則君		

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 13名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	中郷徹君
教育長	山口典郎君	会計管理者	前田浩三君
総務課長	大南友敬君	税務住民課長	田畑良和君
生活福祉課長	林裕紀君	建設課長	松田幸一君
上下水道課長	東博明君	病院老健事務局長	小林一雄君
教育事務局長	中西元君	総務担当課長補佐	田村優君
産業振興課長	田間宏紀君	政策財政担当課長補佐	中村元紀君
教育委員長	加藤禎一君	監査委員	中西正光君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	辻誠君	同書記	宮本尚美君
同書記	内山治久君		

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

第 3. 諸報告

第 4. 議案第62号 玉城町職員定数条例の一部改正について

第 5. 議案第63号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 第 6. 議案第 6 4 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7. 議案第 6 5 号 町税条例等の一部改正について
- 第 8. 議案第 6 6 号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 9. 議案第 6 7 号 平成 2 3 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 1 0. 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 1. 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 2. 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 3. 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 4. 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 5. 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 1 6. 議案第 7 4 号 平成 2 3 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

#### 開議の宣告

(午前 9 時 00 分開議)

○議長(風口 尚) ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。

よって、平成 23 年第 9 回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

開会にあたり町長より定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君

#### 定例会召集の挨拶

○町長(辻村修一) 平成 23 年第 9 回の玉城町議会定例会開会にあたりまして、挨拶を申し上げます。議員のみな様方には改選後初となります定例の町議会ということでございますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。日頃、玉城町の町政推進にも格別のご支援ご鞭撻を賜りまして、お陰様で平成 23 年度事業を推進させていただいておることを厚くお礼を申し上げます。本定例会では、提案をさせていただいております主なものといたしまして、玉城病院の職員の増員に伴います定数条例の改正等の条例改正、そして各会計の補正予算ということでございますが、その中にありましても一般会計におきましては町内保育所、小学校の環境整備、また災害復旧、或いは防災対策といたしましては、台風 9 号で被災をいたしました外城田川の災害復旧、また町の防災対策といたしましての太陽光発電システム、そして耐震化の補助、防災倉庫の新設等、増設をさせていただきたいと考えておるものが主なものでございます。どうぞ宜しくお願い申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。

## 会議録署名議員の指名

- 議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において  
5番 中瀬 信之君                      6番 山口 和宏君  
の2名を指名いたします。

## 会期の決定

- 議長（風口 尚）次に、日程第2. 会期の決定を議題と致します。  
お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月21日までの11日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

## 諸報告

- 議長（風口 尚）次に、日程第3. 諸報告を致します。  
報告第8号 監査委員から平成23年8月分ないし10月分に関する例月出納検査の結果報告書並びに報告第9号 平成23年度定期監査結果報告書及び報告第10号 町長から公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」の提出がそれぞれありましたので、その写しを手許に配布いたしましたのでご了承願います。以上で諸報告は終了です。

## 議案審議

- 議長（風口 尚）次に、日程第4. 議案第62号 玉城町職員定数条例の一部改正について、ないし日程第8. 議案第66号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを一括議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君  
○町長（辻村修一）議案第62号 玉城町職員定数条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、町長の事務部局の職員の内、病院関係職員の定数を健康保険法等の規定に基づく配置数にしようとするため、条例を改正しようとするものであります。  
なお、詳細は、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に議案第63号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、スポーツ振興法が新たにスポーツ基本法へ全部改正されたことに伴い、スポーツ振興法で体育指導委員と定められていたものが、スポーツ基本法では「スポーツ推進委員」と改正されたため、本条例の別表区分中の名称を改正しようとするものです。  
なお、補足は省略いたします。

次に議案第64号 玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由を

申し上げます。

今回の改正は、東日本大震災の影響及び引き続き厳しい経済・雇用情勢を反映し、9月30日に人事院が国会及び内閣に対して勧告した一般職の国家公務員の職員等の給料月額額の減額の勧告に準拠して、国と同様に期給与月額額の減額を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明いたさせます。

次に議案第65号 町税条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い、個人町民税について寄附金控除の適用下限を2,000円に引き下げるとともに、その他所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものです。

なお、詳細は、税務住民課長から説明いたさせます。

議案第66号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法が改正され、重度視覚障害者の移動支援が障害福祉サービスに追加されたことに伴い、関連する本条例について所要の改正を行うものであります。なお、補足は省略いたします。

以上、条例改正5件について、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）病院老健事務局長 小林一雄君

○病院老健事務局長（小林一雄）議案第62号 玉城町職員定数条例の一部改正について補足説明を申し上げます。議案補足資料条例改正新旧対照表1ページをお開き下さい。今回の条例改正は病院関係職の定数を改めるもので町長の事務職員部局定数を201人から6人増の207人に改正し、全体を233人から239人に改正をお願いするものです。内容といたしましては病院関係職員定数のうち医療職の定数30人を6人増の36人とするものであり、内訳は看護師の定数を18人から24人とするものであります。これは健康保険法等の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた施設基準による看護師配置数に定数を合わせるためのものであります。現状では職員と嘱託職員等の配置により施設基準を満たしてはおりませんが全国的にも看護師不足等が言われているとおり病院においても確保に苦勞をいたしておる状況であります。これらのことから優秀な人材の確保、定着化を致したく今回の改正をお願いするものであります。以上簡単ではありますが議案の補足説明といたします。宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）総務課長 大南友敬君

○総務課長（大南友敬）それでは上程されております議案題64号玉城町職員の給与に関する条例等の一部改正について補足の説明を申し上げます。本年9月30日人事院勧告がなされました。玉城町におきましてはこの人事院勧告を尊重し同様に実施してまいりました

経過がございます。このことから今回につきましても人事院勧告を尊重いたしまして条例改正をいたすものでございます。内容をご説明申し上げます。給与表の改正でございまして医師に適用いたします医療職第1表を除きまして各給料表を40歳代半ばから50歳代の職員にかかります給与月額につきまして平均0.23%の減額改定をいたしております。第2条でございます。玉城町の職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、これは平成18年に改正したものでございます。条例改正新旧対照表3ページをご覧くださいと思います。議案第65号の資料でございますが、前段におきましては平成18年4月からの給料表の号給切り替えに伴いまして、号給の切り替えがございました。このときに経過処置を受ける職員がございましたが、その職員の給与月額につきまして平成24年度に上限額を1万円として10分の1を減額し、平成25年度には全廃しようとするものでございます。また後段の部分でございますが、先ほどの経過処置に該当する部分につきまして人事院勧告に伴いまして減額を行うために乗じる割合を1号該当者につきまして100分の95.99から100分の99.1に。また、2号の該当者につきましては100分の99.83を100分の99.34とする規定の整備を行なおうとするものです。

なお、施行期日でございますが、交付の日からということにさせていただきます。なお、第2条の前段の部分につきましては、平成24年4月1日といたしております。以上、議案第64条の補足説明といたします。宜しくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） 税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和） それでは、議案題65条 町税条例等の一部改正について補足説明を申し上げます。改正の内容と致しましては、寄付金税額控除に係る適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるものでございます。第1条につきましては法律の交付に伴う既存の町税条例の一部改正、第2条関係と致しまして平成21年条例第6号によって交付されました町税条例の一部を改正する条例の附則部分の改正です。補足資料の4ページから11ページにかけまして、条例改正新旧対照表をご覧ください。第34条の7、寄付金税額控除の改正規定でございますが、寄付金税額控除に関する改正は地方税法第314条の7において国民が寄付を通じて互いに支え合う環境を拡大する考えのもと寄付文化のすそ野を拓けることを目的として適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる改正に伴い条文を整理するものでございます。その内容は町税条例第34条の7第1項において地方税法第314条7の規定を引用し適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げる改正を行うものでございます。旧の第34条の7の第1項第1条2条につきましては新たに改正の第34条の7第1項の本文に引用しております。同上第2項につきましても地方税法第314条の7第2項に定める規定を引用し条文を整理いたしております。附則第7条の4は寄付金税額控除における特例控除額の特例の規定ですが第34条の7が改正されたことによる条文の整備でございます。それから、附則第16条の3第3項第2号、附則第16条の4第3項第2号、附則第17条第3項第2号、附則第18条第5項第2号、附則第19条第2項第2号、附則第20条の2第2項第2号、附則第20条の4第2項第2号及び第5項第2号は第34条の7が改正されたことによる引用条文の整備でございます。続いて2条関係ですが附則第3項は個人の町民税の寄付金税額控除に関する経過措置の規定です

が、第34条の7が改正されたことによる条文の整備でございます。改正条文の附則でございますが附則で施行期日を規定しておりまして、平成23年1月1日以後に支出した寄付金から対象とし、平成24年度の個人住民税から適用するものでございます。以上で町税条例等の一部を改正する条例の補足説明といたします。宜しくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）以上で提案理由の説明は終わりました。次に日程第9 議案題67号平成23年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし日程第16 議案第74号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

○議長（風口 尚）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第67号 平成23年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、事業の進捗等年度内の見込みの変更によるもので、歳入歳出予算に1千827万1千円を追加し、予算総額を55億3千418万円とするものです。

歳入の主なものは、町税、町民税で個人法人併せて6千419万6千円、固定資産税4千858万4千円をそれぞれ増額し、町税全体で1億1千278万円を追加し、19億7千42万8千円を見込んでいます。

そのほか、地方交付税3千万円を増額していますが、国・県の補助事業費の変更などによる減額が大きく国・県支出金合わせて、6千11万5千円の減額をしています。

また、事業費の減により地方債でも7千460万円を減額しています。

歳出の主なものとしたしましては、民生費児童福祉費で、田丸・有田・下外城田保育所の空調並びに太陽光発電設備設置に係る設計監理委託料、工事請負費の減額、及び有田保育所の屋根の塗装などを保育所改修工事請負費に789万2千円を追加し、施設整備に努めています。

教育費、小学校費で下外城田小学校増築工事請負費の減額、及び下外城田・有田小学校外構工事請負費を増額しています。また、保健体育費では、お城広場周辺の堀の法面の補修工事請負費250万円を新規に計上しています。

災害復旧費では、9月の台風12号により被災した外城田川の災害復旧費用を新規に計上しています。

諸支出金では、ケアハイツの改修事業に対する補助金を増額しています。

また、小額ではありますが、家庭用太陽光発電システム設置等補助金の増額し環境対策に取り組んでいます。

木造住宅の耐震診断等委託料、木造住宅耐震補強事業補助金を増額し、住宅の耐震化を促進していきます。

防災対策では、防災訓練に係る消耗品費の増額、防災行政無線個別受信機購入費の増額、防災倉庫の購入費用も新規に計上しております。

以上簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたします。

議案第 68 号平成 23 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、総額 1 千 938 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 15 億 3 千 200 万 9 千円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成 23 年度上半期の医療費の増加に伴い保険給付費を増額するものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

議案第 69 号 平成 23 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で 116 万 3 千円を増額し、歳出で農業集落排水事業費と予備費で同額の 116 万 3 千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 5 千 971 万 7 千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長より説明いたさせます。

議案第 70 号 平成 23 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、総額 181 万 7 千円を増額し、歳入歳出予算総額を 10 億 4 千 763 万 1 千円とするものであります。

補正の主なものといたしましては、平成 24 年 4 月の法律改正に対応するためのシステム改修費を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に議案第 71 号 平成 23 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支において、収入では病院事業収益の医業収益で 2 千 619 万 2 千円を増額し、支出では病院事業費用 123 万円を増額するものであります。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長より説明いたさせます。

次に議案第 72 号 平成 23 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、資本的収入で 1 千 510 万円を増額し、支出において、建設改良費で 4 千 45 万 1 千円の増額するものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長より説明いたさせます。

次に議案第 73 号 平成 23 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、ケアハイツ玉城改修事業費の財源の変更をお願いするもので、起債充当から一般会計からの補助金に変更をいたすもので、資本的収入において、企業債 8 千万円を減額

し、一般会計補助金4千937万9千円を増額し、6千625万9千円として、充当するものであります。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長より説明いたさせます。

次に議案第74号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、資本的収支の収入で企業債、補助金で1億8千30万7千円を増額し、資本的支出において建設改良費の施設費で同額の1億8千30万7千円を増額するものであります。

なお、詳細につきましては、上下水道課長より説明いたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます

○議長(風口 尚) 副町長 中郷 徹君

○副町長(中郷徹) 議案第67号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第4号)について、補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する)

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長(林 裕紀) 生活福祉課が所管致します議案につきまして補足説明をいたします。議案第68号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の補足説明をいたします。

(予算書朗読方々説明する。)

次に議案第70号 平成23年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第2号)の補足説明をいたします。

(予算書朗読方々説明する。)

以上補足説明とさせていただきます。宜しくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長(風口 尚) 上下水道課長 東博明君

○上下水道課長(東 博明) 担当いたします議案第69号、第72号、第74号につきましての補足説明を申し上げます。まず議案第69号 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する。)

続きまして議案第72号 平成23年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する。)



続きまして議案第 74 号 平成 23 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

以上で簡単ではございますが 3 議案の補足説明といたします。宜しくご審議のほどお願いいたします。

○議長（風口 尚）病院老健事務局長 小林一雄君

○病院老健事務局長（小林一雄）それでは所管いたします 2 議案につきましての補足説明を申し上げます。議案第 71 号 平成 23 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）の補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

続きまして議案第 73 号 平成 23 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

以上で簡単ではございますが 2 議案の補足説明といたします。宜しくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（風口 尚）以上で提案理由の説明は終わりました。これで本日の日程はすべて終了いたしました。

明日 13 日は午前 9 時から本会議を開き町政一般に関する質問を行ないますから、定刻までにご参集願います。なお、陳情書等の提出がありましたので、議会運営委員会で協議を頂きました結果、議員のみなさんにその写しを配布することといたしましたのでお届けしております。ご了承ください。本日はこれをもって散会といたします。どうもご苦労さまでした。

（午前 10 時 05 分 散会）

